

## 冬期道路交通確保対策検討委員会規約の一部改正について

- 1 冬期道路交通確保対策検討委員会規約の一部を次のように改正する。  
第5条中、「国道・防災課」を「環境安全・防災課」に改める。

### 2 改正理由

組織改編により、道路の防災に関する事務が環境安全・防災課に移管されたことに伴い、本規約の一部を改正するものである。

## 冬期道路交通確保対策検討委員会規約

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p><b>第1条 名称</b><br/>           本会は、「冬期道路交通確保対策検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p><b>第2条 目的</b><br/>           本委員会は、大雪に対する道路交通への障害を減らすための具体的な方策など今後取り組むべき課題を検討することを目的とする。</p> <p><b>第3条 検討内容</b><br/>           委員会において主に検討する内容は次のとおりとする。<br/>           ・大雪時の道路交通確保に関する事項<br/>           ・その他冬期道路に関する事項</p> <p><b>第4条 組織</b><br/>           1. 委員会の委員は別紙のとおりとする。<br/>           2. 委員会に委員長を置く。<br/>           3. 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。<br/>           4. 委員長は委員会を総括する。</p> <p><b>第5条 事務局</b><br/>           事務局は、国土交通省道路局環境安全・防災課に置く。</p> <p><b>第6条 委員等以外の者の出席</b><br/>           委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして参加を求めることができる。オブザーバーは、委員会において、必要に応じて、意見を述べ又は説明を行うことができるものとする。</p> <p><b>第7条 議事の公開</b><br/>           会議は、原則として公開とし、議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。</p> <p><b>附 則</b><br/>           この規約は平成 30年2月 26 日から有効とする。<br/> <u>平成30年11月1日 一部改正</u></p> | <p><b>第1条 名称</b><br/>           本会は、「冬期道路交通確保対策検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p><b>第2条 目的</b><br/>           本委員会は、大雪に対する道路交通への障害を減らすための具体的な方策など今後取り組むべき課題を検討することを目的とする。</p> <p><b>第3条 検討内容</b><br/>           委員会において主に検討する内容は次のとおりとする。<br/>           ・大雪時の道路交通確保に関する事項<br/>           ・その他冬期道路に関する事項</p> <p><b>第4条 組織</b><br/>           1. 委員会の委員は別紙のとおりとする。<br/>           2. 委員会に委員長を置く。<br/>           3. 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。<br/>           4. 委員長は委員会を総括する。</p> <p><b>第5条 事務局</b><br/>           事務局は、国土交通省道路局国道・防災課に置く。</p> <p><b>第6条 委員等以外の者の出席</b><br/>           委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして参加を求めることができる。オブザーバーは、委員会において、必要に応じて、意見を述べ又は説明を行うことができるものとする。</p> <p><b>第7条 議事の公開</b><br/>           会議は、原則として公開とし、議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。</p> <p><b>附 則</b><br/>           この規約は平成 30年2月 26 日から有効とする。</p> |